特別団体年払・半年払特約目次

（2008年10月改定）

第１条　特約が適用される範囲
第２条　特約を適用する手続
第３条　保険料の払込
第４条　保険料の領収
第５条　特約の失効
第６条　特約の効力を失った保険契約の取扱
第７条　普通保険約款の適用

特別団体年払・半年払特約

（特約が適用される範囲）

第１条　官公署、会社、工場等の団体に所属する者または組合、連合会もしくは同業団体等の加盟者を当会社の保険契約者（以下「契約者」といいます。）とする保険契約の契約者または被保険者が10名以上（貯蓄保険契約のみの契約者または被保険者を除いて10名以上とします。以下同じとします。）いる場合に、その団体が、各契約者の保険料をとりまとめて当会社に払い込む保険料特別団体年払・半年払取扱契約を締結したときは、各契約者は、この特約の適用を受けることができます。

２　団体の代表者を契約者とし、その団体の所属員または加盟者を被保険者とする保険契約の被保険者が10名以上（貯蓄保険契約のみの被保険者を除いて10名以上とします。以下同じとします。）いる場合に、その団体が、各保険契約の保険料を一括して当会社に払い込む保険料特別団体年払・半年払取扱契約を締結したときは、契約者は、この特約の適用を受けることができます。

（特約を適用する手続）

第２条　この特約は、契約者または保険契約申込人から団体の取扱責任者を通じて会社に申出があった場合、その保険契約に適用します。

（保険料の払込）

第３条　この特約による保険料の払込方法は、年払または半年払とし、団体の取扱責任者を通じて払い込んでください。

２　前項の場合には、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

（保険料の領収）

第４条　団体から払い込まれた保険料については、保険料総額に対する領収証を団体に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

（特約の失効）

第５条　次の場合には、該当保険契約についてのこの特約は効力を失います。

(1) 第１条第１項の契約者が団体の所属員または加盟者でなくなったときまたはこの特約による保険料団体取扱を希望しない旨を団体の取扱責任者を通じて会社に申し出たとき。

(2) 第１条第２項の被保険者が団体の所属員または加盟者でなくなったとき。

２　次の場合には、残存する保険契約についてのこの特約は効力を失います。

(1) 第１条第１項によりこの特約の適用を受ける契約者または被保険者の数が10名未満となったとき。

(2) 第１条第２項によりこの特約の適用を受ける被保険者の数が10名未満となったとき。

３　会社と団体との間に締結された保険料特別団体年払・半年払取扱契約が解約されたときは、その団体に属する保険契約についてのこの特約は効力を失います。

（特約の効力を失った保険契約の取扱）

第６条　この特約が効力を失った場合には、保険料は普通保険約款の規定に従って個々の契約者が直接会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定めた地域内にある場合には、会社の承諾を得て、保険料の払込方法を毎月払とすることができます。

２　前項により、個人扱の保険契約となった場合には、次に払い込む保険料を、この特約が効力を失ってから２ヵ月以内に払い込んでください。

（普通保険約款の適用）

第７条　この特約に定めてない事項は、すべて普通保険約款の規定を適用します。